

最新の鳥獣保護管理制度の概要

平成28年11月9日
特定鳥獣の保護・管理に係る研修会(上級編カワウ)
環境省 自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

鳥獣保護管理法制の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年	鳥獣獵規則の制定	※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管
	・銃獵のみ規制の対象	
	・銃獵の免許鑑札制	
	・銃獵期間を10月15日～翌年4月15日まで	
	・日没から日出までの間、人家が密集して	
	いる場所等での銃獵を禁止	
明治25年	狩獵規則の制定	平成11年 鳥獣保護法の改正
	・獵具の規制範囲に、網獵、わな獵を追加	・特定鳥獣保護管理計画制度の創設
	・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定	・国と都道府県の役割の明確化
明治28年	狩獵法の制定	平成14年 鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律
	・職獵と遊獵の区別を廃止	の制定(ひらがな化)
大正7年	狩獵法の制定(全部改正)	・指定獵法禁止区域制度の創設
現行法の骨格が完成	・保護鳥獣の指定から狩獵鳥獣の指定	・捕獲鳥獣の報告を義務化
	・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止	平成18年 鳥獣保護法の改正
昭和25年	狩獵法の改正	・網・わな免許の分離
	・鳥獣保護区制度の創設	・鳥獣保護区における保全事業の実施
	・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入	・輸入鳥獣の標識制度の導入
昭和38年	鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律(改称)	※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
	・鳥獣保護思想の明確化	・市町村への捕獲許可権限の委譲
	・鳥獣保護事業計画制度の創設	平成26年 鳥獣保護法の改正
		・鳥獣の管理の強化
		・指定管理鳥獣捕獲等時用の創設
		・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)の一部を改正する法律について【平成26年5月30日公布】

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正
その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**」に改め、**法目的に鳥獣の管理を加える**(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理
都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める(第4条)。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣 保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣 管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和**を行う。
(第14条の2)
※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。

5. 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等において麻酔銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 平成27年5月29日(一部は公布日施行)

鳥獣保護管理法改正の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年通常国会 法律第46号)

※ 平成26年5月30日公布、平成27年5月29日施行(ただし、5③のみ公布日施行)

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

→ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他

① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
③ 公務所等への照会規定の追加



題名・目的

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律

【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の保護**及び管理**を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（**生態系の保護を含む。以下同じ。**）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

【定義(第2条)】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

- 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に**拡大**させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に**減少**させ、又はその生息地を適正な範囲に**縮小**させること

5

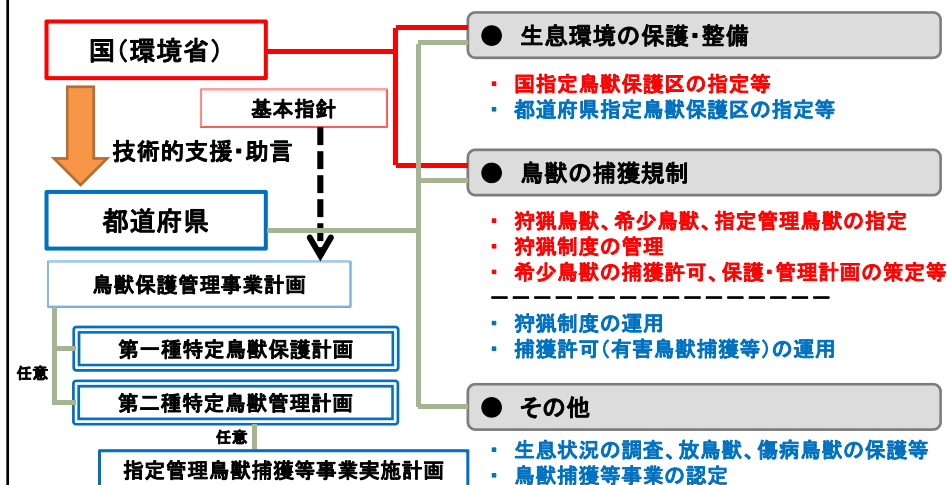
鳥獣保護管理法の体系

【法律の目的】

鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施、猟具の使用に係る危険の予防



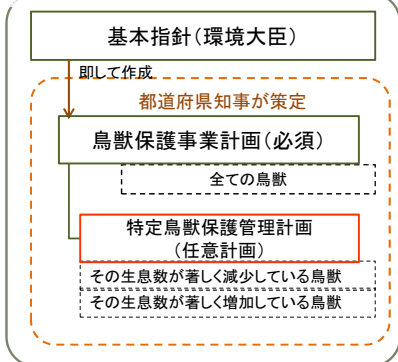
生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与



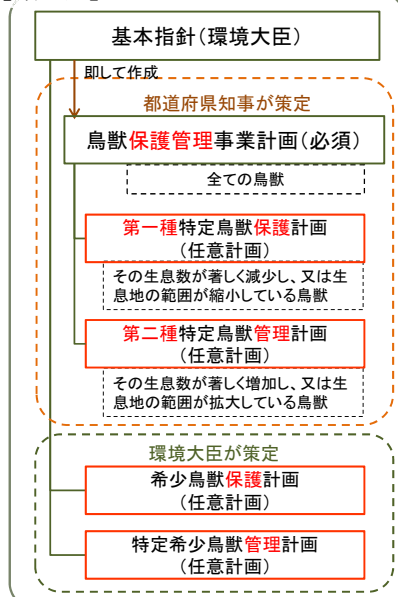
6

施策体型の整理(第3条、第4条、第7条～第7条の4)

【現行】



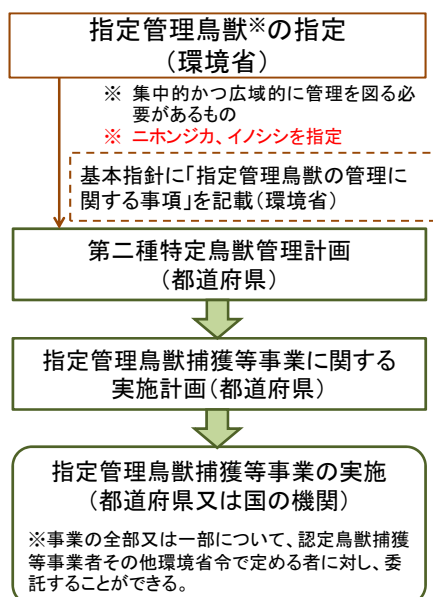
【改正法】



7

指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- ☐ 捕獲等の禁止(法第8条)を適用しない。
- ☐ 鳥獣の放置の禁止(法第18条)を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- ☐ 夜間銃猟の禁止(法第38条第1項)を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業
を実施する者(法人)

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- ①安全管理を図るための体制が基準に適合
- ②夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤その他事業実施のために必要な基準に適合

※夜間銃猟をしない場合は②を除く。

※基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合

認定(有効期間3年)

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法律上の効果>

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となる(全ての基準を満たした事業者に限る)
- 名称使用制限(認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保)
- 従事者の適性試験の免除
- 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象(法人として許可の対象となる)
- 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

- 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化 等

HPアドレス:

<http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>

鳥獣の捕獲枠組みの違い

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外		
		許可捕獲		指定管理鳥獣捕獲等事業
		学術研究、鳥獣の保護、その他	鳥獣の管理(有害捕獲)	鳥獣の管理(個体数調整)
目的		学術研究、鳥獣の保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定鳥獣
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)		
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)		事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域		事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等の機関
捕獲実施者		許可された者		認定鳥獣捕獲等事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得		事業の受託

特定計画

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護又は管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。地域個体群の長期にわたる安定的維持を図る。

都道府県知事が策定

第一種特定鳥獣保護計画	第二種特定鳥獣管理計画
その生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画	その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画	

環境大臣が策定

希少鳥獣保護計画	特定希少鳥獣管理計画
国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣)の保護に関する計画	特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣(特定希少鳥獣)の管理に関する計画

計画達成のための三本柱

- **個体数管理**
目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整
- **生息環境管理**
鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備
- **被害防除対策**
防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

第二種特定鳥獣管理計画を策定した場合に可能な狩猟の特例措置

1. 捕獲等が出来る期間の延長(狩猟期間の範囲内)
2. 捕獲制限の緩和
 - ① 頭数制限(1日に1人が捕獲する頭数)を緩和
 - ② 猟法制限(くくりわなの直径12cm以下)を緩和 等
3. 特例休猟区制度の活用

11

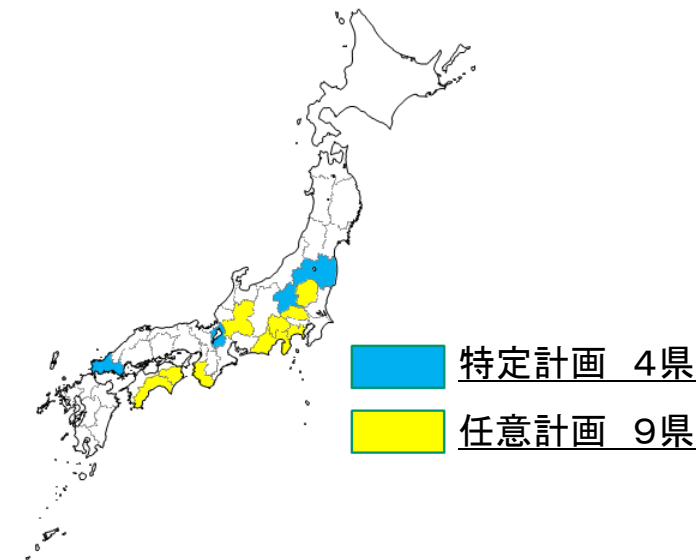
特定計画の策定状況

特定計画は現在7種について策定されており、生息分布と策定状況の関係は以下のとおり。

種	狩猟鳥獣	策定都道府県数		主たる分布地域の カバー割合
		第一	第二	
ニホンジカ	○		40	100%+(40/38)
イノシシ	○		40	95%(40/42)
クマ類	○	9	12	68%(21/31)
ニホンザル			25	61%(25/41)
ニホンカモシカ			7	23%(7/30)
カワウ	○		4	9%(4/46)

H28/4/1までに46都道府県、139計画が報告されている(第一種:9計画、第二種:130計画)。以下※含む。
(※北海道はゴマファザラシ(非狩猟鳥獣)の第二種計画作成済。鹿児島県のニホンジカ計画は2地域) 狩猟獣(ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ)の策定数が多く、特に、ニホンジカ及びイノシシは分布域のほとんどをカバーしている。ニホンザルについては、特に西日本での策定が進んでいない。
H24年度より主たる種について検討会を設置し、現状や課題の評価等を実施。

特定計画の策定状況



鳥獣被害特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
平成27年10月末現在、1,432市町村で策定

(具体的な措置)

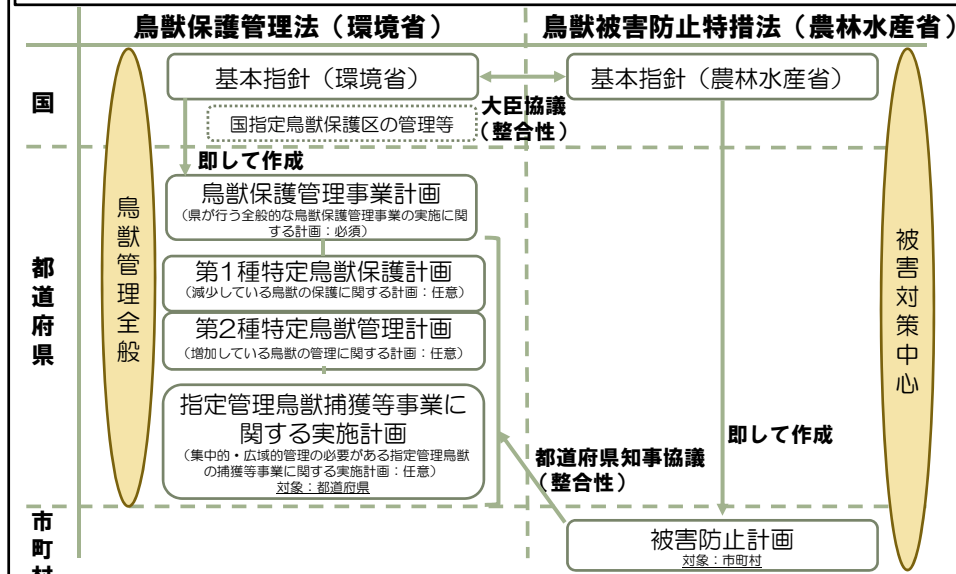
※都道府県と協議中のものを含む

- 権限委譲：都道府県に代わって、市町村自ら被害防止のための鳥獣保護法の捕獲許可の権限を行使（権限委譲）
- 財政支援：特別交付税の拡充（計画作成後の駆除等の経費：交付率5割→8割）、補助事業による支援（捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など）など、必要な財政上の措置
【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金（平成28年度予算：95億円 / 平成27年度補正予算12億円）
- 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け（平成27年10月末現在1,012）、民間隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置、当面の間、隊員等に銃刀法の猟銃所持許可時の技能講習免除等を措置

鳥獣保護管理法と鳥獣被害特措法の連携

○鳥獣対策に関しては、環境省と農水省が関係。

○環境省は鳥獣の保護・管理に関する全般を対象に役割を果たし、農水省は農林水産業被害の対策が中心。



カワウ被害対策強化の考え方

平成26年4月23日(農林水産省・環境省)

- カワウは、ねぐら等で無計画に駆除や追い出しを行うと、群れが分散し新たなねぐら等を作り、結果的に被害が拡大。
- このため、カワウ対策は、被害を与えるねぐら等を把握し、そのねぐら等の個体数管理と被害地での被害防除活動を組み合わせながら、計画的に進めることが必要。
- 被害地から半径15km以内のねぐら等の分布管理と、それらを利用するカワウの個体数管理を進め、**被害を与えるカワウの個体数**を10年後(平成35年度)までに半減。
- 目標達成に向けて、都道府県単位での被害状況の把握と被害対策の計画作成を推進するとともに、被害状況を踏まえ、広域連携による被害対策を推進。

広域協議会

【カワウ】

○関東ブロック

H17.4 関東カワウ広域協議会設立
H17.11 関東カワウ広域指針作成
H25.3 広域指針改訂

【参加団体等】

国(環境省、水産庁、国交省)
関係11都県

○中部・近畿ブロック

H18.5 中部近畿カワウ広域協議会設立
H19.3 中部近畿カワウ広域指針作成
H24.4 広域指針改訂

【参加団体等】

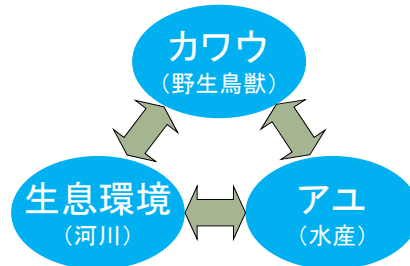
国(環境省、水産庁、国交省)
関係15府県

○中国四国ブロック

H26.7 中国四国カワウ広域協議会設立
H27.8 中国四国カワウ広域指針作成

【参加団体等】

国(環境省、水産庁、林野庁、農水省)
関係9県



(参考) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン、 種毎の保護及び管理レポート

○ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン:

特定計画を策定する際の具体的な進め方や、保護及び管理の目標設定の考え方を示したガイドライン。

○特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン

ニホンジカ編、イノシシ編、ニホンザル編、クマ類編、カモシカ編
(パンフレット「ニホンザルの計画的な管理のために」)

○特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き

カワウ編(パンフレット「カワウの被害が減っていく計画が導く確かな管理へ」)

- ・ニホンジカ、ニホンザルについて、H27改訂
- ・クマ類について、H28改訂に向けH27から検討中(「改訂のポイント」をHPにアップ中)

○ 種毎の保護及び管理レポート:

保護及び管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・技術を収集しとりまとめたレポート。

○保護及び管理に関するレポート(H24～)

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カワウ

- ・毎年度作成し、都道府県へ配付

・環境省HP(野生鳥獣の保護及び管理) <http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>